

綾瀬市保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、特定教育・保育施設等が、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く保育士・幼稚園教諭等の処遇改善のため、賃上げ効果が継続される取組みを行うことを前提として、令和4年2月から収入を3%程度(月額9,000円)引き上げるための措置を実施する場合に、その費用の全部又は一部を助成することについて必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付対象となる者は、次の各号に掲げる施設の設置者又は当該施設長とする。

- (1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第35条第4項の規定による認可を受けた法第39条第1項に規定する保育所
- (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第17条第1項の規定による認可を受けた幼保連携型認定こども園
- (3) 法第34条の15第2項の規定による認可を受けた法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う施設
- (4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する幼稚園(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第1項に規定する特定教育・保育施設に限る。)

(助成事業)

第3条 助成金の交付の対象となる事業は、令和4年2月から9月までの間、前条に規定する施設に勤務する職員(非常勤職員を含み、法人役員を兼務する施設長を除く。)に対して3%程度(月額9,000円)の賃金改善を行う事業とする。

(助成対象経費)

第4条 助成金の交付の対象となる事業の実施に際し支出される経費のうち、助成金の算定に当たって対象となる経費は、保育士・幼稚園教諭等の賃金改善を行うために必要な費用及び令和3年度人事院勧告に伴う国家公務員給与の改定内容が令和4年度の公定価格に反映された場合に、それにより見込まれる公定価格の減額分に対

応するための費用とする。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、別表に定める算式により算定した額を合計した額と、実支出額とを比較しどちらか少ない額とする。

(助成金の申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、綾瀬市保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例助成金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長が別に定める日までに申請しなければならない。

- (1) 保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業賃金改善計画書（第2号様式）
- (2) 賃金改善内訳（職員別内訳）（第3号様式）
- (3) 同一事業者内における拠出見込額・受入見込額一覧表（第4号様式）

(助成金の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請を受けた場合において、当該申請に係る書類の内容を審査し、助成金を交付することが適当であると認めるときは、助成金の交付を決定し、綾瀬市保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例助成金交付決定通知書（第5号様式）により通知するものとする。

(変更交付の申請)

第8条 前条の規定による助成金の交付の決定を受けた者は、助成金の交付申請額を変更しようとするときは、綾瀬市保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例助成金変更交付申請書（第6号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業賃金改善計画書（第2号様式）
- (2) 賃金改善内訳（職員別内訳）（第3号様式）
- (3) 同一事業者内における拠出見込額・受入見込額一覧表（第4号様式）

(変更交付の決定)

第9条 市長は、前条の規定による申請を受けた場合において、当該申請に係る書類の内容を審査し、助成金を変更交付することが適当であると認めるときは、助成金の変更交付を決定し、綾瀬市保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例助成金変更交付決定通知書（第7号様式）により通知するものとする。

(実績報告)

第10条 助成金の交付の決定を受けた者は、綾瀬市保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例助成金実績報告書（第8号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長が別に定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業賃金改善実績報告書（第9号様式）
- (2) 賃金改善内訳（職員別内訳）（第10号様式）
- (3) 同一事業者内における拠出実績額・受入実績額一覧表（第11号様式）
（助成金の請求）

第11条 助成金の交付の決定を受けた者は、助成事業が完了したときは、綾瀬市保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例助成金請求書（第12号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに助成金を交付するものとする。

（書類の整備等）

第12条 助成金の交付を受けた者は、助成事業に係る費用の経理状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、それらに関する証拠書類を整備し、保管するものとする。

2 前項の帳簿及び証拠書類は、補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間保管するものとする。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年3月17日から施行し、令和4年2月1日から適用する。

別表

区分	基準額	対象経費	対象期間
賃金改善部分	補助基準額（別紙）×年齢別平均	保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時	令和4年2月から 令和4年9月まで
国家公務員給与改定対応部分	利用児童数×事業実施月数	特例事業の実施に必要な経費	令和4年4月から 令和4年9月まで

（注）年齢別平均利用児童数については、令和3年度における各月初日の利用児童数（広域利用の児童数を含む。）の総数を12で除して得た数をいう。なお、算出にあたっては、令和3年12月までは実績値とし、令和4年1月以降は推計値とする。

別紙

1 保育所

定員区分	年齢区分	賃金改善部分	国家公務員給与改定対 応部分
20人	4歳以上児	4,240円	970円
	3歳以上児	4,670円	1,080円
	1、2歳児	6,070円	1,410円
	乳児	8,350円	2,100円
21人から 30人まで	4歳以上児	2,980円	720円
	3歳以上児	3,410円	840円
	1、2歳児	4,800円	1,190円
	乳児	7,080円	1,890円
31人から 40人まで	4歳以上児	2,300円	590円
	3歳以上児	2,730円	710円
	1、2歳児	4,130円	1,060円
	乳児	6,410円	1,750円
41人から 50人まで	4歳以上児	2,200円	480円
	3歳以上児	2,630円	590円
	1、2歳児	4,020円	1,030円
	乳児	6,300円	1,720円
51人から 60人まで	4歳以上児	1,910円	410円
	3歳以上児	2,340円	520円
	1、2歳児	3,730円	980円
	乳児	6,010円	1,670円
61人から 70人まで	4歳以上児	1,700円	370円
	3歳以上児	2,130円	480円
	1、2歳児	3,520円	820円
	乳児	5,800円	1,500円
71人から	4歳以上児	1,540円	450円

80人まで	3歳以上児	1,970円	560円
	1、2歳児	3,370円	780円
	乳児	5,650円	1,470円
81人から 90人まで	4歳以上児	1,420円	410円
	3歳以上児	1,850円	520円
	1、2歳児	3,250円	760円
	乳児	5,530円	1,450円
91人から 100人まで	4歳以上児	1,290円	260円
	3歳以上児	1,720円	370円
	1、2歳児	3,110円	700円
	乳児	5,390円	1,390円
101人から1 10人まで	4歳以上児	1,210円	250円
	3歳以上児	1,640円	370円
	1、2歳児	3,040円	690円
	乳児	5,320円	1,380円
111人から1 20人まで	4歳以上児	1,150円	230円
	3歳以上児	1,580円	340円
	1、2歳児	2,970円	680円
	乳児	5,250円	1,360円
121人から1 30人まで	4歳以上児	1,100円	210円
	3歳以上児	1,530円	330円
	1、2歳児	2,920円	660円
	乳児	5,200円	1,350円
131人から1 40人まで	4歳以上児	1,050円	230円
	3歳以上児	1,480円	350円
	1、2歳児	2,870円	670円
	乳児	5,150円	1,350円
141人から1 50人まで	4歳以上児	1,010円	200円
	3歳以上児	1,440円	320円

	1、2歳児	2,830円	650円
	乳児	5,110円	1,340円
151人から160人まで	4歳以上児	1,060円	200円
	3歳以上児	1,490円	310円
	1、2歳児	2,880円	650円
	乳児	5,160円	1,330円
161人から170人まで	4歳以上児	1,020円	200円
	3歳以上児	1,450円	310円
	1、2歳児	2,850円	640円
	乳児	5,130円	1,320円
171人以上	4歳以上児	990円	290円
	3歳以上児	1,420円	400円
	1、2歳児	2,810円	640円
	乳児	5,090円	1,330円

2 認定こども園（保育認定）

定員区分	年齢区分	賃金改善部分	国家公務員給与改定対応部分
10人まで	4歳以上児	6,760円	1,920円
	3歳以上児	7,180円	2,030円
	1、2歳児	8,580円	2,220円
	乳児	10,860円	2,910円
11人から20人まで	4歳以上児	4,020円	1,050円
	3歳以上児	4,440円	1,160円
	1、2歳児	5,840円	1,450円
	乳児	8,120円	2,140円
21人から30人まで	4歳以上児	2,830円	690円
	3歳以上児	3,250円	800円
	1、2歳児	4,650円	1,180円

	乳 児	6,930円	1,870円
31人から 40人まで	4歳以上児	2,190円	570円
	3歳以上児	2,610円	680円
	1、2歳児	4,010円	960円
	乳 児	6,290円	1,650円
41人から 50人まで	4歳以上児	2,080円	550円
	3歳以上児	2,500円	670円
	1、2歳児	3,900円	1,000円
	乳 児	6,180円	1,720円
51人から 60人まで	4歳以上児	1,800円	570円
	3歳以上児	2,230円	680円
	1、2歳児	3,630円	870円
	乳 児	5,910円	1,560円
61人から 70人まで	4歳以上児	1,610円	510円
	3歳以上児	2,030円	620円
	1、2歳児	3,430円	820円
	乳 児	5,710円	1,510円
71人から 80人まで	4歳以上児	1,470円	370円
	3歳以上児	1,890円	480円
	1、2歳児	3,290円	900円
	乳 児	5,570円	1,590円
81人から 90人まで	4歳以上児	1,350円	360円
	3歳以上児	1,780円	470円
	1、2歳児	3,180円	760円
	乳 児	5,460円	1,440円
91人から 100人まで	4歳以上児	1,230円	290円
	3歳以上児	1,650円	400円
	1、2歳児	3,050円	720円
	乳 児	5,330円	1,410円

101人から 110人まで	4歳以上児	1,160円	270円
	3歳以上児	1,580円	380円
	1、2歳児	2,980円	790円
	乳児	5,260円	1,480円
111人から1 20人まで	4歳以上児	1,100円	390円
	3歳以上児	1,520円	500円
	1、2歳児	2,920円	690円
	乳児	5,200円	1,370円
121人から1 30人まで	4歳以上児	1,050円	240円
	3歳以上児	1,470円	350円
	1、2歳児	2,870円	770円
	乳児	5,150円	1,460円
131人から1 40人まで	4歳以上児	1,010円	250円
	3歳以上児	1,430円	360円
	1、2歳児	2,830円	670円
	乳児	5,110円	1,350円
141人から1 50人まで	4歳以上児	970円	230円
	3歳以上児	1,390円	340円
	1、2歳児	2,790円	650円
	乳児	5,070円	1,340円
151人から1 60人まで	4歳以上児	1,020円	230円
	3歳以上児	1,440円	340円
	1、2歳児	2,840円	650円
	乳児	5,120円	1,340円
161人から1 70人まで	4歳以上児	990円	210円
	3歳以上児	1,410円	320円
	1、2歳児	2,810円	760円
	乳児	5,090円	1,440円
171人以上	4歳以上児	960円	210円

	3 歳 以 上 児	1, 3 8 0 円	3 2 0 円
	1、2 歳 児	2, 7 8 0 円	6 4 0 円
	乳 児	5, 0 6 0 円	1, 3 3 0 円

3 認定こども園（教育標準時間）

定員区分	年齢区分	賃金改善部分	国家公務員給与改定対応部分
15人まで	4 歳 以 上 児	4, 2 8 0 円	7 9 0 円
	3 歳 以 上 児	4, 6 6 0 円	1, 0 2 0 円
	満 3 歳 児	5, 2 6 0 円	1, 1 9 0 円
16人から 25人まで	4 歳 以 上 児	2, 5 8 0 円	5 0 0 円
	3 歳 以 上 児	2, 9 6 0 円	7 4 0 円
	満 3 歳 児	3, 5 6 0 円	9 1 0 円
26人から 35人まで	4 歳 以 上 児	1, 9 1 0 円	3 8 0 円
	3 歳 以 上 児	2, 2 9 0 円	6 1 0 円
	満 3 歳 児	2, 8 9 0 円	7 9 0 円
36人から 45人まで	4 歳 以 上 児	1, 5 2 0 円	3 5 0 円
	3 歳 以 上 児	1, 9 0 0 円	4 6 0 円
	満 3 歳 児	2, 5 1 0 円	6 3 0 円
46人から 60人まで	4 歳 以 上 児	1, 2 4 0 円	2 8 0 円
	3 歳 以 上 児	1, 6 2 0 円	3 9 0 円
	満 3 歳 児	2, 2 3 0 円	5 7 0 円
61人から 75人まで	4 歳 以 上 児	1, 0 9 0 円	2 6 0 円
	3 歳 以 上 児	1, 4 6 0 円	3 8 0 円
	満 3 歳 児	2, 0 7 0 円	5 5 0 円
76人から 90人まで	4 歳 以 上 児	9 8 0 円	2 5 0 円
	3 歳 以 上 児	1, 3 6 0 円	3 6 0 円
	満 3 歳 児	1, 9 6 0 円	5 3 0 円

91人から 105人まで	4歳以上児	1,030円	220円
	3歳以上児	1,410円	330円
	満3歳児	2,010円	500円
106人から 120人まで	4歳以上児	960円	200円
	3歳以上児	1,340円	320円
	満3歳児	1,940円	490円
121人から1 35人まで	4歳以上児	920円	200円
	3歳以上児	1,300円	320円
	満3歳児	1,900円	490円
136人から1 50人まで	4歳以上児	870円	200円
	3歳以上児	1,250円	430円
	満3歳児	1,860円	600円
151人から1 80人まで	4歳以上児	800円	180円
	3歳以上児	1,180円	290円
	満3歳児	1,790円	470円
181人から2 10人まで	4歳以上児	750円	160円
	3歳以上児	1,130円	270円
	満3歳児	1,740円	440円
211人から2 40人まで	4歳以上児	720円	180円
	3歳以上児	1,100円	410円
	満3歳児	1,700円	580円
241人から2 70人まで	4歳以上児	680円	150円
	3歳以上児	1,060円	270円
	満3歳児	1,670円	440円
271人から3 00人まで	4歳以上児	660円	270円
	3歳以上児	1,040円	270円
	満3歳児	1,640円	440円
301人以上	4歳以上児	640円	150円
	3歳以上児	1,020円	260円

	満 3 歳 児	1, 6 2 0 円	4 3 0 円
--	---------	------------	---------

4 小規模保育事業A型

定員区分	年齢区分	賃金改善部分	国家公務員給与改定対応部分
6人から 12人	1、2歳児	6, 8 5 0 円	1, 3 4 0 円
	乳 児	9, 1 1 0 円	2, 0 0 0 円
13人から 19人まで	1、2歳児	5, 1 7 0 円	1, 2 2 0 円
	乳 児	7, 4 3 0 円	1, 9 5 0 円

5 幼稚園

定員区分	年齢区分	賃金改善部分	国家公務員給与改定対応部分
15人まで	4歳以上児	4, 4 6 0 円	1, 0 0 0 円
	3歳以上児	4, 8 4 0 円	1, 2 3 0 円
	満 3 歳 児	5, 5 3 0 円	1, 4 3 0 円
16人から 25人まで	4歳以上児	2, 7 0 0 円	6 1 0 円
	3歳以上児	3, 0 8 0 円	8 4 0 円
	満 3 歳 児	3, 7 7 0 円	1, 0 4 0 円
26人から 35人まで	4歳以上児	1, 9 4 0 円	4 3 0 円
	3歳以上児	2, 3 3 0 円	5 4 0 円
	満 3 歳 児	3, 0 1 0 円	7 4 0 円
36人から 45人まで	4歳以上児	1, 7 6 0 円	4 1 0 円
	3歳以上児	2, 1 4 0 円	6 5 0 円
	満 3 歳 児	2, 8 3 0 円	8 4 0 円
46人から 60人まで	4歳以上児	1, 6 9 0 円	4 1 0 円
	3歳以上児	2, 0 7 0 円	5 2 0 円
	満 3 歳 児	2, 7 6 0 円	7 2 0 円
61人から	4歳以上児	1, 4 4 0 円	3 6 0 円

75人まで	3歳以上児	1,820円	600円
	満3歳児	2,510円	790円
76人から 90人まで	4歳以上児	1,270円	310円
	3歳以上児	1,650円	420円
	満3歳児	2,340円	620円
91人から 105人まで	4歳以上児	1,180円	410円
	3歳以上児	1,560円	400円
	満3歳児	2,250円	600円
106人から 120人まで	4歳以上児	1,080円	260円
	3歳以上児	1,460円	370円
	満3歳児	2,150円	570円
121人から1 35人まで	4歳以上児	1,020円	250円
	3歳以上児	1,400円	480円
	満3歳児	2,090円	680円
136人から1 50人まで	4歳以上児	960円	240円
	3歳以上児	1,340円	480円
	満3歳児	2,030円	670円
151人から1 80人まで	4歳以上児	870円	210円
	3歳以上児	1,260円	320円
	満3歳児	1,940円	520円
181人から2 10人まで	4歳以上児	810円	210円
	3歳以上児	1,200円	440円
	満3歳児	1,880円	640円
211人から2 40人まで	4歳以上児	770円	200円
	3歳以上児	1,150円	440円
	満3歳児	1,840円	630円
241人から2 70人まで	4歳以上児	730円	300円
	3歳以上児	1,120円	290円
	満3歳児	1,800円	490円

271人から300人まで	4歳以上児	710円	180円
	3歳以上児	1,090円	290円
	満3歳児	1,780円	490円
301人以上	4歳以上児	640円	160円
	3歳以上児	1,030円	390円
	満3歳児	1,720円	590円

第1号様式（第6条関係）

綾瀬市保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例助成金交付申請書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

申請者 所在地
名 称
代表者氏名

年度綾瀬市保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例助成金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 対象施設

2 交付申請額 円

3 添付書類

保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業賃金改善計画書（第2号様式）

賃金改善内訳（職員別内訳）（第3号様式）

同一事業者内における拠出見込額・受入見込額一覧表（第4号様式）

第2号様式（第6条関係）

保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業賃金改善計画書

令和4年 月 日

市 町 村 名	
施設・事業所名	
施設・事業所類型	
施設・事業所番号	

1. 補助額

① 事業実施期間	令和4年 月 ~ 令和4年 月
令和3年度	
② 補助見込額(賃金改善部分)	
③ 同一事業者内における拠出見込額・受入見込額	
④ 調整後補助見込額(賃金改善部分)(②+③)	0円
令和4年度	
⑤ 補助見込額(賃金改善部分)	
⑥ 同一事業者内における拠出見込額・受入見込額	
⑦ 調整後補助見込額(賃金改善部分)(⑤+⑥)	0円
⑧ 補助見込額(国家公務員給与改定対応部分)	
⑨ 調整後補助見込額合計(賃金改善部分)(④+⑦)	0円
⑩ 補助見込額合計(②+⑤+⑧)	0円

※ ②・⑤・⑧欄については、補助基準額、年齢別平均利用児童数(見込)及び事業実施月数により算定された金額を記入すること。

※ ③・⑥欄については、同一設置者・事業者が運営する他の施設・事業所から本事業の補助額の一部を受け入れた場合には当該金額を正の値で、他の施設・事業所へ拠出した場合は当該金額を負の値で記入すること。

2. 賃金改善額

令和3年度	
① 賃金改善見込額	0円
② 賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分	0円
令和4年度	
③ 賃金改善見込額	0円
④ 基本給及び決まって毎月支払う手当	0円
⑤ 基本給及び決まって毎月支払う手当の割合	(0.0%)
⑥ 賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分	0円
⑦ 賃金改善額合計((①+②)+(③+⑥))	0円
⑧ 本事業による賃金改善に係る計画の具体的内容を職員に周知している	
⑨ 令和4年度の賃金に関する規程について、令和3年人事院勧告を受けた国家公務員給与の改定に伴う公定価格の引下げに関わらず、当該引下げに係る分を賃金水準に反映していないこと。	
⑩ 令和4年10月以降における本事業により講じた賃金改善の水準維持	

上記の内容について、全ての職員に対し周知をした上で、提出していることを証明いたします。

令和4年 月 日

事業者名

代表者名

施設・事業所名	
---------	--

賃金改善内訳（職員別内訳）

No	職員名	職種 ※2	常勤・非常勤の別 ※3	常勤換算値 ※4	令和3年度		令和4年度			備考 ※7
					賃金改善見込額 ※5	賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分 ※6	賃金改善見込額 ※5		賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分 ※6	
							基本給及び決まって毎月支払う手当	その他		
1							0円			
2							0円			
3							0円			
4							0円			
5							0円			
6							0円			
7							0円			
8							0円			
9							0円			
10							0円			
11							0円			
12							0円			
13							0円			
14							0円			
15							0円			
16							0円			
17							0円			
18							0円			
19							0円			
20							0円			
21							0円			
22							0円			
23							0円			
24							0円			
25							0円			
26							0円			
27							0円			
28							0円			
29							0円			
30							0円			
総額					0円		0円	0円	0円	

【記入における留意事項】

※1 施設・事業所に現に勤務している職員全員（職種を問わず、非常勤を含む。）を記入すること。

※2 職員の職種（施設長、主任保育士、保育士、調理員、事務職員等）を記入すること。

※3 「常勤」とは、原則として施設で定めた勤務時間（所定労働時間）の全てを勤務する者、又は1日6時間以上かつ20日以上勤務している者をいい、「非常勤」とは常勤以外の者をいう。

※4 常勤換算値については、常勤の者については1.0とし、非常勤の者については、以下の算式によって得た値とする。
 [算式]
 常勤以外の職員の1か月の勤務時間数の合計÷各施設・事業所の就業規則等で定めた常勤職員の1か月の勤務時間数 = 常勤換算値

※5 賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分を除く。

※6 賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分については以下の算式により算定することを標準とする。
 [算式]
 令和2年度における法定福利費等の事業主負担分の総額÷令和2年度における賃金の総額×賃金改善額

※7 備考欄には、事業実施期間中の採用や退職がある場合にはその旨、また、賃金改善額が他の職員と比較して高額（低額、賃金改善を実施しない場合も含む）である場合についてはその理由を記入すること。

第4号様式（第6条関係）

施設・事業所名	
---------	--

同一事業者内における拠出見込額・受入見込額一覧表

番号	都道府県名	市町村名	施設・事業所名※	他事業所への拠出額	他事業所からの受入額
例1	〇〇県	〇〇市	〇〇保育所	200,000円	
合計				0円	0円

※ 同一事業者が運営する全ての施設・事業所(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所、特例保育を提供する施設)について記入すること。

第5号様式（第7条関係）

綾瀬市保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例助成金交付決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長

印

年 月 日付けで申請がありました 年度綾瀬市保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例助成金の交付については、次のとおり決定しました。

- 1 助成金額 円
- 2 助成条件

第6号様式（第8条関係）

綾瀬市保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例助成金変更交付申請書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

申請者 所在地
名 称
代表者氏名

年 月 日付けで決定を受けた 年度綾瀬市保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例助成金を次のとおり変更したいので、関係書類を添えて申請します。

1 変更の内容

変更前の額	変更後の額

2 変更の理由

3 添付書類

保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業賃金改善計画書（第2号様式）

賃金改善内訳（職員別内訳）（第3号様式）

同一事業者内における拠出見込額・受入見込額一覧表（第4号様式）

第7号様式（第9条関係）

綾瀬市保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例助成金変更交付決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長

印

年 月 日付けで申請がありました 年度綾瀬市保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例助成金変更交付申請の内容を審査した結果、次のとおり決定しました。

- 1 助成金額 円
既交付決定額 円（ 年 月 日決定）
今回変更（増減）額 円
- 2 助成条件

第8号様式（第10条関係）

綾瀬市保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例助成金実績報告書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

報告者 所在地
名 称
代表者氏名

年 月 日付けで交付決定を受けた 年度綾瀬市保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例助成金に係る助成事業を次のとおり報告します。

1 所要額、交付決定額及び受入済額

所要額	交付決定額	受入済額
円	円	円

2 添付書類

保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業賃金改善実績報告書（第9号様式）

賃金改善内訳（職員別内訳）（第10号様式）

同一事業者内における拠出実績額・受入実績額一覧表（第11号様式）

保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業賃金改善実績報告書

令和4年 月 日

市 町 村 名	
施設・事業所名	
施設・事業所類型	
施設・事業所番号	

1. 補助額

① 事業実施期間	令和4年 月 ~ 令和4年 月
令和3年度	
② 補助実績額(賃金改善部分)	
③ 同一事業者内における拠出実績額・受入実績額	
④ 調整後補助実績額(賃金改善部分)(②+③)	0円
令和4年度	
⑤ 補助実績額(賃金改善部分)	
⑥ 同一事業者内における拠出実績額・受入実績額	
⑦ 調整後補助実績額(賃金改善部分)(⑤+⑥)	0円
⑧ 補助実績額(国家公務員給与改定対応部分)	
⑨ 調整後補助実績額合計(賃金改善部分)(④+⑦)	0円
⑩ 補助実績額合計(②+⑤+⑧)	0円

※ ②・⑤・⑧欄については、補助基準額、年齢別平均利用児童数(見込)及び事業実施月数により算定された金額を記入すること。

※ ③・⑥欄については、同一設置者・事業者が運営する他の施設・事業所から本事業の補助額の一部を受け入れた場合には当該金額を正の値で、他の施設・事業所へ拠出した場合は当該金額を負の値で記入すること。

2. 賃金改善額

令和3年度	
① 賃金改善実績額	0円
② 賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分	0円
令和4年度	
③ 賃金改善実績額	0円
④ 基本給及び決まって毎月支払う手当	0円
⑤ 基本給及び決まって毎月支払う手当の割合	(0.0%)
⑥ 賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分	0円
⑦ 賃金改善額合計((①+②)+(③+⑥))	0円
⑧ 本事業による賃金改善に係る計画の具体的内容を職員に周知している	
⑨ 令和4年度の賃金に関する規程について、令和3年人事院勧告を受けた国家公務員給与の改定に伴う公定価格の引下げに関わらず、当該引下げに係る分を賃金水準に反映していないこと。	
⑩ 令和4年10月以降における本事業により講じた賃金改善の水準維持	

※ 賃金改善前後の賃金を定める規定等、必要な書類を添付すること。

上記の内容について、全ての職員に対し周知をした上で、提出していることを証明いたします。

令和4年 月 日
 事業者名
 代表者名

施設・事業所名

賃金改善内訳（職員別内訳）

No	職員名	職種 ※2	常勤・非常勤の別 ※3	常勤換算値 ※4	令和3年度		令和4年度			賃金改善月額 ※7							備考 ※8		
					賃金改善額 ※5	賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分 ※6	賃金改善額 ※5		賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分 ※6	令和3年度									
							基本給及び決まって毎月支払う手当	その他		平均	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分		平均	
1							0円												
2							0円												
3							0円												
4							0円												
5							0円												
6							0円												
7							0円												
8							0円												
9							0円												
10							0円												
11							0円												
12							0円												
13							0円												
14							0円												
15							0円												
16							0円												
17							0円												
18							0円												
19							0円												
20							0円												
21							0円												
22							0円												
23							0円												
24							0円												
25							0円												
26							0円												
27							0円												
28							0円												
29							0円												
30							0円												
総額					0円		0円	0円	0円										

【記入における留意事項】

※1 施設・事業所に現に勤務している職員全員（職種を問わず、非常勤を含む。）を記入すること。

※2 職員の職種（施設長、主任保育士、保育士、調理員、事務職員 等）を記入すること。

※3 「常勤」とは、原則として施設で定めた勤務時間（所定労働時間）の全てを勤務する者、又は1日6時間以上かつ20日以上勤務している者をいい、「非常勤」とは常勤以外の者をいう。

※4 常勤換算値について、常勤の者については1.0とし、非常勤の者については、以下の算式によって得た値を記入すること。
 【算式】
 常勤以外の職員の1か月の勤務時間数の合計÷各施設・事業所の就業規則等で定めた常勤職員の1か月の勤務時間数＝常勤換算値

※5 賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分を除く。

※6 賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分については以下の算式により算定することを標準とする。
 【算式】
 令和2年度における法定福利費等の事業主負担分の総額÷令和2年度における賃金の総額×賃金改善額

※7 職員ごとの賃金改善月額について以下の算式によって得た金額を記入すること。
 【算式】
 当該月における賃金改善額÷常勤換算値＝賃金改善月額

※8 備考欄には、事業実施期間中の採用や退職がある場合にはその旨、また、賃金改善額が他の職員と比較して高額（低額、賃金改善を実施しない場合も含む）である場合についてはその理由を記入すること。

第11号様式（第10条関係）

施設・事業所名	
---------	--

同一事業者内における拠出実績額・受入実績額一覧表

番号	都道府県名	市町村名	施設・事業所名※	他事業所への拠出額	他事業所からの受入額
例1	〇〇県	〇〇市	〇〇保育所	200,000円	
合計				0円	0円

※ 同一事業者が運営する全ての施設・事業所(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所、特例保育を提供する施設)について記入すること。

第12号様式（第11条関係）

綾瀬市保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例助成金請求書

年 月 日

(宛先) 綾 瀬 市 長

所在地
請求者 施設等名
代表者名
電 話

綾瀬市保育士等処遇改善臨時特例助成金交付要綱第12条の規定に基づき、次のとおり助成金の交付を請求します。

助成金の交付 決 定 額					円
助 成 金 請 求 額					円
添 付 書 類					
口 座	フリガナ				
	口座名義人				
	金融機関名		支店名		
	預金種目		口座番号		